

(その3)

指定医療機関指定申請書（指定訪問看護事業者等）

| | | |
|--|-------------|---|
| 指定訪問看護事業者 | 名 称 | 株式会社 ○○ |
| | 主たる事務所の所在地 | 〒630-8501 奈良市登大路町 30 |
| | 電 話 番 号 | 電話：0742-00-0000 FAX：0742-00-0000 |
| | 代 表 者 | 住 所 奈良市登大路町 30 |
| 指定居宅サービス事業者 | 氏 名 | 奈良 一朗 |
| | 生 年 月 日 | 昭和 50 年 1 月 1 日 |
| | 職 名 | 代表取締役 |
| 指定介護予防サービス事業者 | 名 称 | 訪問看護ステーション△△ |
| | 所 在 地 | 〒630-8501 奈良市登大路町 30 |
| | 電 話 番 号 | 電話：0742-99-9999 FAX：0742-99-9999 |
| | 開 業 年 月 日 | 令和元年 10 月 1 日 |
| 役員 の 氏 名 及 び 職 名 | (別紙) | コードが未決定の場合は、空欄または「申請中」とお書きください。決定次第ご連絡ください。 |
| 訪問看護ステーションコード 又は介護保険事業者番号 | 000, 000, 0 | |
| 上記のとおり、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第14条第1項の規定による指定医療機関として指定されたく申請します。 また、難病の患者に対する医療等に関する法律第14条第2項各号のいずれにも該当しないことを誓約します。 令和元年10月 1日 申請書裏面の誓約項目をお読みください | | |
| 指 定 訪 問 看 護 事 業 者 指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者 指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 者 所在地 奈良市登大路町 30 名 称 株式会社○○ 代表者 代表取締役 奈良一朗 | | |
| 奈良県知事 殿 | | |

※次ページ（誓約項目）を申請書の裏面に印刷するか、申請書に添付してください。

(誓約項目)

難病の患者に対する医療等に関する法律第14条第2項各号に該当しないことを誓約すること。

難病の患者に対する医療等に関する法律（抜粋）

- 第14条第2項 都道府県知事は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定医療機関の指定をしてはならない。
- 1 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 - 2 申請者が、この法律その他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 - 3 申請者が、第23条の規定により指定医療機関の指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者（当該指定医療機関の指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員又はその医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該指定医療機関の指定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該取消しが、指定医療機関の指定の取消しのうち当該取消しの処分理由となった事実その他の当該事実に関して当該指定医療機関の開設者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文の規定による指定医療機関の指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
 - 4 申請者が、第23条の規定による指定医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日（第6号において「通知日」という。）から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第20条の規定による指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
 - 5 申請者が、第21条第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第23条の規定による指定医療機関の指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第20条の規定による指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
 - 6 第4号に規定する期間内に第20条の規定による指定医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、通知日前60日以内に当該申出に係る法人（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）の役員等又は当該申出に係る法人でない者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
 - 7 申請者が、前項の申請前5年以内に特定医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
 - 8 申請者が、法人で、その役員等のうちに前各号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。
 - 9 申請者が、法人でない者で、その管理者が第1号から第7号までのいずれかに該当する者であるとき。

